

エチレンについての情報提供

○告示中の名称 : エチレン

○指定対象の範囲 : 工業用に供されているもので、労働安全衛生法 (昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号) に基づく化学物質等安全データシート ((M)SDS) 等により製品規格が確認できるもの

○参考となる対象病害虫等、使用方法及び使用する際の注意点

品名	種類	薬効が認められる対象病害虫等	参考となる使用方法	使用する際の注意点等
エチレン	発芽抑制剤及び成長促進剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ばれいしょの萌芽抑制 ・バナナ、キウイフルーツ等の果実の追熟促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ばれいしょ : エチレン濃度 4 ~ 20ppm、貯蔵期間中、常時所定の濃度を保つ (貯蔵庫内の温度は 8℃程度)。 ・バナナ : エチレン濃度 300 ~ 1,000ppm、処理時間 24 時間 (貯蔵庫内の温度は 13 ~ 19℃程度)。 ・キウイフルーツ : エチレン濃度 10ppm 程度、処理時間 10 ~ 12 時間程度 (貯蔵庫内の温度は 15 ~ 20℃程度)。 <p>(使用場所はいずれの作物も貯蔵庫内)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エチレンやエチレンの入ったボンベを取扱う際には、他法令 (高圧ガス保安関係法令、労働安全衛生法令等) による規制を遵守すること。

エチレンを特定農薬に指定することについてのこれまでの検討状況

1 エチレンについて

(1) 検討対象の情報

エチレン濃度 98.0%以上の液化ガスをボンベに充填した製品

(2) 用途

ばれいしょの萌芽抑制のほか、バナナやキウイフルーツ等の果実の追熟促進を目的とする

2 検討状況

(1) 農林水産省及び環境省がエチレンを成長促進剤及び発芽抑制剤として使用する際の評価に必要な資料を整理。

(2) 第 12 回合同会合において、安全性に関する審議を行い、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価について意見を聴取することとされた。

主な審議の内容は、次のとおり。

①エチレンの原材料がエチレンの原料である原油の場合、安全性に問題がないと言いがたいとの指摘があったが、エチレン自体が原材料と整理され、安全性に問題はないと判断された。

②ボンベに充填された工業用エチレンを使用する際には高圧ガス保安法を遵守する必要があるため、通知等により使用上の注意事項として周知を図ることとされた。

(3) 平成 25 年 3 月 14 日、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価を依頼した。

(4) 平成 25 年 8 月 26 日、食品安全委員会より当該資材の食品健康影響評価が通知された。

焼酎についての情報提供

○告示中の名称 : 焼酎

○指定対象の範囲 : 酒税法（昭和 28 年 2 月 28 日法律第 6 号）第 3 条第 9 号に規定する「連続式蒸留しようちゆう」及び同条第 10 号に規定する「単式蒸留しようちゆう」であり、酒税関係法令に則った表示がされたもの

○参考となる対象病害虫、使用方法及び使用する際の注意点

品名	種類	薬効が認められる対象病害虫	参考となる使用方法	使用する際の注意点等
焼酎	殺虫剤及び殺菌剤（散布用）	<ul style="list-style-type: none"> ・きゅうりのうどんこ病 ・きゅうり、トマト、なし、もものアブラムシ等病害虫全般 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール分 0.4% 程度に薄めたものを 100～500 L/10a 散布。 ※食酢、糖類と混合したものを使用している事例もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害な成分が抽出されるおそれがあるので、食用に供しない物をつけ込んだ焼酎の使用はさけること。

※アルコール分の単位である「度」＝「%」

焼酎を特定農薬に指定することについてのこれまでの検討状況

1 焼酎について

(1) 検討対象の情報

酒税法第 3 条第 9 号に規定する「連続式蒸留しようちゆう」及び同条第 10 号に規定する「単式蒸留しようちゆう」の製品

(2) 用途

きゅうり、なし及びもも等の病虫害防除を目的とする

2 検討状況

(1) 農林水産省及び環境省が焼酎を殺菌剤及び殺虫剤として使用する際の評価に必要な資料を整理。

(2) 第 6 回合同会合において、薬効がないことから検討を打ち切ったが、平成 21 年 7 月 13 日の評価指針の見直しにより、食品については、使用実態をもって薬効に替えられることとされ、使用実態に関する情報が得られたため、改めて審議を行うこととした。

(3) 第 11 回合同会合において、安全性に関する審議を行い、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価について意見を聴取することとされた。
主な審議の内容は、次のとおり。

①特定農薬として指定する対象は使用実態に即した「水で希釈した焼酎」や「焼酎＋食酢」ではなく、酒税法に定める「焼酎」とされた。

(4) 平成 25 年 3 月 14 日、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価を依頼した。

(5) 平成 25 年 8 月 26 日、食品安全委員会より当該資材の食品健康影響評価が通知された。

既指定の特定農薬についての情報提供

1 食酢

○告示中の名称 : 食酢

○指定対象の範囲 : 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく「加工食品品質表示基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 513 号）」及び「食酢品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1668 号）」に則った表示がされたもの

○参考となる対象病害、使用方法及び使用する際の注意点

品名	種類	薬効が認められる対象病害	参考となる使用方法	使用する際の注意点等
食酢	殺菌剤(種子消毒用)	・ 稲のもみ枯細菌病 ばか苗病 ごま葉枯病	・ 酸度 0.1~0.25%程度に薄めたものに 24 時間もみを浸漬。 ※焼酎、糖類と混合したものを使用している事例もある。	・ 有害な成分が抽出されるおそれがあるので、食用に供しない物をつけ込んだ食酢は使用しないこと。

※過去登録のあった酢酸液剤の登録内容を参考に「薬効が認められる対象病害等」を記載。

2 重曹

○告示中の名称 : 重曹

○指定対象の範囲：「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年 12 月 28 日厚生省告示第 370 号）」を満たす「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 45 号）」、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する関係法令、薬事関係法令、家庭用品品質表示関係法令又は工業標準化関係法令に則った表示がされたもの（当該関係法令では「炭酸水素ナトリウム」という。）若しくは工業用に供されているもので、労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）に基づく化学物質等安全データシート（(M)SDS）等により製品規格が確認できるもの

○参考となる対象病害、使用方法及び使用する際の注意点

品名	種類	薬効が認められる対象病害	参考となる使用方法	使用する際の注意点等
重曹	殺菌剤(散布用)	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜類、ばら、ホップの灰色かび病 ・野菜類、ばら、ホップのうどんこ病 ・野菜類のさび病 	<ul style="list-style-type: none"> ・重曹濃度 0.1%程度に薄めたものを 150～500 L/10a 散布。 	<ul style="list-style-type: none"> ・にがうりに使用する場合、品種により薬害が生じる事例がある。

※登録農薬である炭酸水素ナトリウム剤の登録内容を参考に「薬効が認められる対象病害等」を記載。

3 天敵

○告示中の名称 : 天敵

昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島をいう。）にあっては、当該離島内）で採取されたもの

○指定対象の範囲：使用場所と同一の都道府県内で採取された天敵（以下「土着天敵」という。）。なお、土着天敵とは増殖することにより生産された次世代以降の天敵を含み、土着天敵を増殖して利用する場合、「特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について（平成 21 年 3 月 2 日 20 消安第 11885 号・環水大土発第 090302001 号）」を遵守すること。

○参考となる対象害虫、使用方法及び使用する際の注意点

土着天敵には様々な種類の昆虫、ダニが含まれ、様々な薬効が認められるため、薬効が認められる対象病虫害や参考となる使用方は記載しない。